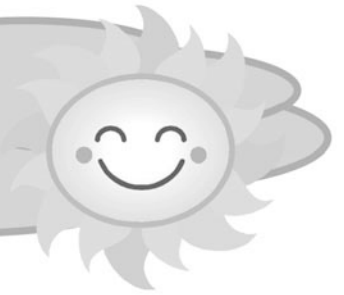


## 子ども手当 一問一答



### 10月からの子ども手当について説明します。

**Q1 どうして現在子ども手当を受給している人も申請をするのですか？**

**A1** 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があるからです。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

**Q2 子どもが海外に住んでいる場合は子ども手当をもらえないのですか？**

**A2** お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受け取ることはできません。

ただし、お子さんが海外の学校に留学している方は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

**Q3 子どもが児童養護施設などに入所している場合は、子ども手当はもらえますか？**

**A3** お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ることになります。

**Q4 保育料や学校給食費などを子ども手当から差し引くということを知りましたが？**

**A4** 市町村の判断により、10月からは、子ども手当から保育料を差し引くことが可能となります。

また、同意していただいた方については、学校給食費などを差し引いて子ども手当を支給することができるようになります。